

(成績評価)

第 12 条 授業科目の成績は、試験、平常点、実技等を勘案して評価する。

- 2 評価は、100 点を満点として 60 点以上を合格とする。
- 3 試験に合格した者には、教務会議の議を経て校長が履修終了を認定する。
- 4 再試験に合格した者の成績は 60 点とする。

(GPA 制度)

第 13 条 GPA(Grade Point Average)は、学生の学修意欲及びその成果を総合的かつ客観的に把握し、在学中の学修意欲をより一層高めるための指標とする。

- 2 GPA は、学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料として利用するとともに、各種奨学金等の選考資料としても利用する。
- 3 GPA は、各履修科目の成績評価に応じた Grade Point に当該科目の単位数を乗じた総和を、履修登録科目の総単位数で除して算出する。
- 4 各学期の GPA が連続して 1.5 未満の場合は、個別面談又は三者面談を通じて、成績不振に伴う警告を行う。
- 5 GPA は、進級判定及び卒業判定における指標の一つとして用いるものとし、GPA が一定の基準に満たない学生については、進級又は卒業を認めないことがある。

■ GPAの算出方法

GPA = (各履修科目の Grade Point × 単位数)の総和 ÷ 履修登録科目の総単位数

※ GPA は小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下は切り捨てる。

■ 成績評価とグレードポイント ※単位免除科目については、GPA 制度の対象外とする。

評価点	評 価	Grade Point
90 点以上 100 点以下	優 (S)	4
80 点以上 90 点未満	優 (A)	3
70 点以上 80 点未満	良 (B)	2
60 点以上 70 点未満	可 (C)	1
60 点未満	不可 (F)	0
試験欠席	F1	0
受験停止	F2	0

(進級判定)

第 14 条 単位は、筆記試験、平常点、実技等及び出席状況を総合して評価する。また、前期末、学年末に行う単位認定試験において成績不良者は、柔整科及び鍼灸科各科教務会議の議を経て、校長が留年と決定することがある。留年が決定した場合、進退については年度を越えないうちに自身で判断し、教務に連絡ののち、その後速やかに教務の指示に従うこと。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、進級を認めず原級にとどめることがある。
- 3 進級は、各学年に担当している授業科目全ての単位を修得した者に認める。
- 4 校長が仮進級と決定した場合、誓約書を順守し、次年度の指定された期間までに、再試験 (1 科目につき 2,000 円)を受験し、合格しなければならない。また、進級の条件に、補習授業の受講や課題の提出等が附帯する場合がある。その場合再履修は必要ないものとする。
- 5 欠席超過で単位未修得となり仮進級となった場合には、次年度再履修とする。科目等履修生は 1 科目につき

100,000 円納入するものとする。

- 6 留年の場合、原級にとどまり、当該学年の授業科目全科目（実技科目を修得した場合は実技は除く）を受講し試験を受けなければならない。ただし、単位を修得している授業科目について再履修の免除を校長に申請することができるものとする。この場合、校長がその免除の可否を決定する。

（卒業判定）

第 15 条 全科目の単位修得の認定を受けた者については、各科教務会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業を認めず原級にとどめることがある。
- 3 卒業に関する単位修得の認定を受けるためには、3 年次に実施される国試受験認定試験及び卒業認定試験において合格基準を満たし、また、単位認定試験を全科目で 60 点以上取得しなければならない。
この条件を満たさない場合は、卒業を認めず原級にとどめることがある。
- 4 留年の場合、原級にとどまり、当該学年の授業科目全科目（実技科目を修得した場合は実技は除く）を受講し試験を受けなければならない。ただし、単位を修得している授業科目について再履修の免除を校長に申請することができるものとする。この場合、校長がその免除の可否を決定する。